

京都市告示第 3 5 5 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路（指定年月日昭和 30 年 4 月 21 日、指定番号第 207 号）の指定の一部を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 10 月 24 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認及び取消事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 種類	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第 5929 号	平成 26. 10. 17	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に よる指定に係 る道路	メートル 4. 00	メートル 22. 36	京都市北区衣笠西尊上院 町 21

2 縦覧時間

京都市の休日を守る条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）